明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八四）　二

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（二八五）　二

〔告　示〕

○選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件

（**中央選挙管理会**一五）　四

○衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の全部を改正する件（**同**一六）　四

○日本国に帰化を許可する件

（**法務**二〇四）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件

（**厚生労働**三七三）　五

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件

（**農林水産**一七五七）　六

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**同**一七五八）　六

○肥料を登録した件（**同**一七五九）　六

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件

（**経済産業**二一四）　七

○高速自動車国道に関する件

（**国土交通**一三四五、一三四六）　七

○直轄工事区域の一部において代行権限を除外する件（**同**一三四七）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件

（**同**一三四八～一三五〇）　七

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件

（**同**一三五一）　八

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（**同**一三五二）　八

○建設業法に基づく登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**一三五三）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**六五）　八

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件

（**防衛**二三二）　九

○道路に関する件

（**中部地方整備局**一二八～一三〇）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔資　料〕

令和三年八月中国際収支状況（速報）及び令和三年四～六月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

第三者所有物の没収、金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一二

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

**会社その他**　二九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。